

議 事 日 程

- 1 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第36号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務常任委員会委員長報告)
- 5 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第30号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 7 議案第31号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 8 議案第32号 糸井南地内客土工事委託契約の締結について
- 9 請願第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 10 意見書案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 11 委員会の閉会中の継続審査について
- 12 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
本日の会議に付した事件
- 1 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第36号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務常任委員会委員長報告)
- 5 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第30号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 7 議案第31号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 8 議案第32号 糸井南地内客土工事委託契約の締結について
- 9 請願第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 10 意見書案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 11 委員会の閉会中の継続審査について
- 12 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
会議に出席した議員

1 番 井 川 芳 昭
3 番 中 島 貞 次
5 番 長谷川 原 司
7 番 橋 本 恭 子
10 番 北 川 嘉 明
13 番 村 田 興 亞
15 番 中 井 政 喜

2 番 清 原 良 典
4 番 服 部 千 秋
6 番 井 村 淳 子
9 番 花 畑 奈 知 子
11 番 熊 谷 直 行
14 番 桜 井 公 晴
16 番 佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

12 番 上 田 富 夫

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 森 本 麻 友

書 記 木 村 和 義

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 西 村 隆 志

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 村 瀬 学
経 済 建 設 部 長 山 本 武 志
財 政 課 長 香 田 大 然

(開 議 午 前 10 時 00 分)

議長(佐野芳彦) 平成22年第3回太子町
議会定例会第4日目におそろいでご出席いた
だきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に
達していますので、ただいまから平成22年第
3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたと
おりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第33号 職員の育児休  
業等に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定について

日程第2 議案第34号 一般職の職員  
の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例の制定につい  
て

日程第3 議案第35号 太子町税条例  
の一部を改正する条例の制定  
について

日程第4 議案第36号 太子町固定資  
産税の不均一課税に関する条

例の一部を改正する条例の制  
定について

議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第33号  
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改  
正する条例の制定についてから日程第4、議  
案第36号太子町固定資産税の不均一課税に関  
する条例の一部を改正する条例の制定につい  
てまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任  
委員会に付託して、休会中にご審査をいただ  
いておりますので、これから上程中の議案に  
対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

中島貞次議員 ただいまより、付託されま  
した案件につきまして委員会審査報告書のと  
おり述べまして、報告といたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第77条の  
規定により報告をします。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第  
33号。付託年月日、平成22年6月11日。件  
名、職員の育児休業等に関する条例等の一部  
を改正する条例の制定について。審査結果、  
可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成22年6月14日月曜午前10時から午後2時39分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、職員の取得状況は育児休業以外とった例がない。育児時間、短期介護休暇等について、今後男子職員がとる見込みはないと思われるため、この制度について職員に周知徹底し、男子職員でも育児休暇がとれることを周知する。業務上、休暇をとる職員のかわりは嘱託職員、臨時職員または同じ課の職員がカバーしていく。民間から見れば公務員はいいなという意見が多いことについては、民間に比べて有利な制度であるという認識であるが、国の方針で今後民間においてもこの制度が始まる。この制度は、国の少子化対策の一つとして、男女がともに子育てに携わることを目的としている。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次、審査した事件、議案番号、議案第34号。付託年月日、平成22年6月11日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年6月14日月曜日午前10時から午後2時39分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、日曜日等の職員が休みの日に勤務命令を出した場合は、勤務命令に応じた額の金額を支払う。命令以外の本人の意思による場合は認められない。時間外勤務を削減するために調査し、休ませる。振りかえ休日を取得するように命令することもある。また、過勤務のないように各課で要員計画をしている。朝8時25分に朝礼、午後5時15分に毎日終礼を実施している。実際にその時間に職員は全員そろって集まっているのか疑問であるについては、業務上必要性がなければ外出はしていない。また、たとえ1時間でも休んで遅く出勤する場合は届けが必要である。タイムレコーダーの使用についての問いには、所属長がしっかり管理している。また、コスト面でも費用がかかるので、現状で問題はないとの答弁であった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決し

た。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第35号。付託年月日、平成22年6月11日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年6月14日月曜日午前10時から午後2時39分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、地方税法改正により、16歳未満の扶養控除が廃止される。扶養控除対象者は6,169人であるが、そのうち課税対象者は5,000人との回答であった。なぜ5,000人と判断したのかの問いについては、0から15歳、23から69歳までの方が推測で約5,000人との答弁であった。上場株式についての説明。平成24年以降に証券会社に非課税口座を開設し、取得価格の上限100万円、20歳以上で年間1口座開設できる。株式は、最長10年で売却できる。株式配当所得、譲渡所得者はいたのか。21年度は26名いたが、今後非課税口座を開設すると増えるかもしれない。たばこ税の影響については、値上げ幅が多いので、今年度当初予算は10%減にしている。反対討論を桜井委員が行った。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。賛成、村田委員、上田委員、熊谷委員、北川委員。反対、桜井委員、服部委員。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第36号。付託年月日、平成22年6月11日。件名、太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年6月14日月曜日午前10時から午後2時39分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、この法律の対象となるのは東芝太子工場だけである。東芝太子工場跡地利用を積極的に町から推し進めてはどうか。相手のあることでもあるので、難しい面もある。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

ここで訂正をいたします。

私、先ほどただいまの出席議員は15名と申し上げましたけれども、14名に訂正をいたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第33号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第34号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 町税条例の一部改正に反対の討論を行います。

先ほどの委員長報告でもありますように、今次町税条例の改正につきましては、先の国会におきます地方税法改正、参議院においては3月24日っていうことなんでありますが、地方主権改革を主張しております民主党政権になって、地方の財源不足にどう対処するか、これが注目をされておったわけでありまして。

地方交付税法は、地方財源不足が3年にわたって生じた場合、地方財政制度の改正とか、あるいは交付税率の引き上げを定めておりますけれども、15年間ご案内のように連続する地方財政の財源不足が続いておるわけでありまして、地方はもう限界に達していると言われております。

しかし、今回の改正では、地方交付税の引き上げは行わずに、財源不足額といわれる10兆7,760億円を国と地方で折半すると、こういうようなことに結果としてなり、財源不足に対する国の責任は結局果たされていないと、こういうことになるわけでありまして。

そればかりではなくて、この地方税法ではもともと民主党が言っておいたのは、個人住

民税の年少特定扶養控除の廃止、縮減ではなくて、所得税法上の扶養控除のことを具体的に言っていたにもかかわらず、今回出てきておりますのは年少特定扶養控除の廃止とか縮減で、結局過去最大規模の増税と言われるわけですね、住民にとっては。

しかも、この子供の手当、月額2万6,000円の保障がないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久的な措置にされたわけですね、重大なことです。そういう反面では、期限つきで定めておりました税負担の軽減を定めておいた大企業の優遇とか、こういうものについてはそのまま継続すると、税制にメスを入れるっていうことではない内容になっております。

特に16歳未満の報告でも触れているように、扶養親族に対する年少扶養控除、地方税分は33万円であります、また16歳から19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分については、地方税分12万円を廃止すると、こういうことになりまして、全体では4,569億円の大増税ということになるんです。

太子町でも、これの影響は約1億円の増税と、こういうふうになることが報告をされております。

こういう、本当に住民税に係る扶養控除等の廃止は制度そのものを、この住民税を基礎にしていることで制度が起こされているものにはすべて影響を与えてくると、こういうようなことになってまいります。そういう点から、1人でも負担増になるようなことにはなってはならないわけでありまして、これらの意見を主張し、この地方税法改正に伴う一つの項目が委員長報告でも出ておりましたように、問題点はあるわけです。

それで、増税によって地方財源の一部を賄おうとするような姿勢、国が本来責任を持たなきゃならないことについては何もしない、むしろ後退すると、こういうようなあり方については断固反対でありますので、反対討論といたします。

議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の

発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（佐野芳彦） 賛成多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第36号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐野芳彦） 全員賛成です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第37号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第37号。付託年月日、平成22年6月11日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年6月15日火曜日午前10時から午後1時35分。審査経過及び結果、(1)審査経過、租税条約実施特例法が租税条約等実施特例法と改正になった理由は、租税条約により二重課税や脱税の防止に加え、税務当局間で互いに連絡をとり合い、情報交換できるといふ行政取り決めが加わったためと説明を受けました。今回の条例改正による影響についての質疑に対しては、現時点では国民健康保険税の対象者への影響は全くないとのことでした。審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第30号 平成22年度  
兵庫県太子町一般会計補正予  
算（第1号）

議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第30号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月11日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと確認の意味も含めて、質疑を行います。

農林水産業費に係る糸井南地区の排土客土工事、これが前の質疑でも町で直営をということを行いましたけれども、メリットとして委託のほうがという答弁が返っております。

今後、この規模のものが同じように排土客土というような工事が出てくる可能性っていうのは極めて少ないわけですが、担当の部門としてこれらのこの程度の工事っていうのは今後直営でできる能力、いわゆる機能が職員、技術職員等を含めた機能がもうないという状況にしとるのかどうか、技術職員の配置がえなんかはずっと行われておるわけでありますから、これらのものについてはどれだけ直で機能するか、具体的にひとつ説明を求めたいと思います。

それから、ワクチンの接種の問題で、ちょっと私はただしましたんですが、これまで何回もそれぞれ議員が、私も含めて子宮頸がんのことを言いました。今次の補正では、小児細菌性髄膜炎予防ですけども、今次の中でも子宮頸がんのワクチンに助成を行うということが必要だということを言ったわけでありますけれども、すべての答弁っていうのが、

国、県の動向を見てと、こういうようなことであります。

しかし、その中でも任意だからそんなことを言ってるんですが、制度化された場合は少なくともだれも言わないだろうと。制度化される前段として、地方が独自の施策をすることを求めているにもかかわらず、この制度化のことだけを説明するというのは極めて無責任だと思うんですが、その点について再度ただしておきたいと思います。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山本武志） 排土客土工事に関しまして、連合会への委託という件でございますが、従来から申し上げておりますが、特に専門的な技術あるいは人的なこと等を配慮いたしまして、今回委託をするという決定をいたしました。

今後においても、そういう専門的な部分について、さらに人的な対応が必要であるというようなものに関しましては、やはり委託という方法も選択の道としてあるというふうに思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 能力があるかって。

続いて。

経済建設部長（山本武志） もちろん土木技術、土地改良の技術にもなるわけですが、そういった部分については持っているというふうに思いますが、しかしそちらのほうに専属的にとられていくという部分については、非常に人的な部分でも困難であるというようなところから今回の決定ということでございます。

以上です。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） ワクチン接種につきましてのご質問でございますが、これまで国、県の動向という言葉でもって、今大変無責任ではないかというご質問でございますが、国、県に全くげたを預けるといふあれではなしに、本来これまでももうワクチン行政についてはたびたび申し上げてますよう

に、ある一地域だけの問題ではないということでございます。

実際、任意接種の場合につきましては、本当にワクチンの供給というのがなかなか潤沢にまいてないのが状況でもございます。そういったあたりも含めまして、やはり制度化というのが一番好ましいという思いがいたしております。

ほかの自治体につきましても、いろいろ判断に差異はございますが、やはりこういった今の任意接種のもとではお医者さん、かかりつけ医の定着といったことも大事ということがございますので、そういったあたり全般に総合判断して今臨んでおるということでございます。

以上です。

議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

中島貞次議員 今回の一般会計補正予算について、賛成の討論をいたします。

既定の予算に1億3,425万2,000円を追加したということですが、そのうち1億2,120万円は原因者負担である客土工事料ということは、実質残り1,305万円ということでございます。

そのうち、特に福祉、教育関係における費用的なものとして、およそ770万円ほどが計上されております。これは、およそ6割に相当するというところで、未来を担う子供たちのための福祉策として有効ではないかと。

特にその中で、今回Hibワクチンの公費助成が3月、兵庫県が4分の1出されまし

て、今回3カ月遅れですけども、太子町として4分の1出されると。これで、ワクチン接種の半額、結局接種が公費負担になったということです。

この間も、3月にこのH i bによりまして幼児が1人亡くなられたというニュースを聞きまして、やっぱりこのH i bワクチン接種は一刻も早く皆さんに接種するのが大事だなということを感じました。

今後ですけども、やはり21年度乳がん、子宮頸がんの無料クーポンを実施しますと大幅に受診率がアップしたということは、町民の皆様、住民の皆様、やっぱり無料、ただというのが非常に効果的なことでございます。今後とも県とともに協力しながら、国に対して残り半額、全額公費負担を強力にやっぱり押し進めてもらいたい。全額負担することによって、保護者の方に余計な家計負担をかけないようにしてもらいたい。これを一つの要望として、私の賛成討論といたします。

議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（佐野芳彦） 賛成多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第31号 平成22年度
兵庫県太子町水道事業会計補

正予算（第1号）

議長（佐野芳彦） 日程第7、議案第31号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月11日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第32号 糸井南地内客  
土工事委託契約の締結について

議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第32号糸井南地内客土工事委託契約の締結についてを議題とします。

本案については、6月11日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

中島貞次議員 糸井南地内の客土工事について質問をいたします。

特に安全面についてお伺いします。

多分大型ダンプが進入すると思います。その際に、竹広南のJR西南地区に進入しようとすると、線路沿いは大型ダンプでは多分不可能だと思います。道幅を変える以外ないと思います。ということは、沖代から米田、それで三紘の橋の下から多分進入する、そして竹広南の住宅街をそのまま東へ入るという経

路以外に、私自身考えられないんですが、その際に当然住宅街を横断しますんで、その辺の安全面とか、それと竹広南自治会とかその近隣の自治会長等々、その安全面に対してどういうふうにしていくか対策等、どのように進めているかをお伺いします。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山本武志） 安全面に関してでございますが、実は糸井西南地区の客土排土の工事に関しましては、試験的に入れかえをいたしました。

そのときに、進入路といたしましては、現在線路沿いに北沢産業の所有されている土地がございます。そちらを進入路として使わせていただくということで、方針を持っております。

あとは、今後地元自治会とも十分調整しながら、まず安全第一ということでございますので、そちらを重点に置きながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐野芳彦） ほかに。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 あわせて、私も気になってことなんであえてここで言うときますけども、北沢のところは結局前々から問題であったところなんですけれども、区画整理事業全体の中でも北沢さんところが、一応全体として同意を得たということを前提にしてそれ言ってるんですか。その同意も、北沢さんとの同意もなかったら、あれは進入路としては使えないわけですけども、その辺はどうなんですかね。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山本武志） もう北沢産業の区画整理への参入といいますか、参加ということに関しましては、現在も調整をいたしております。産業側とすれば何とか区画整理のほうで参加したいというような状況もございます。おおむね参加の方向で、県との調整も現在行っております。

それとは、従来試験的にやった時点では、

そういった話もございませんでしたが、ご協力をいただいたということございまして、今後においてもご協力いただけるものというふうに考えております。

以上です。

議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（佐野芳彦） 賛成多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午後3時01分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 請願第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願

議長（佐野芳彦） 日程第9、請願第6号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告をします。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第6号。付託年月日、平成22年6月9日。件名、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成22年6月15日火曜日午前10時から午後1時35分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、紹介議員の村田議員及び参考人として兵庫県教職員組合揖龍支部岸本書記長に出席いただいて審査しました。日本は先進国の中でも1学級あたりの児童・生徒が多く、1クラスの人数を30人や25人にすると子供一人一人に対する学習指導等も行き渡るの間違いのないので、何とか実現していただきたいと岸本書記長より説明を受けました。また、国の三位一体改革により、2分の1から3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担割合をもとへ戻すことで、30人以下学級を初め、教員の増加等さまざまな教育環境の整備が進めていけると考えており、将来を担う子供たちのためには全国どこに住んでいても教育の機会均等が図られるべきであるとも伺いました。委員からは、1学級あたりの人数を減らすことには賛成であるという意見がありました。また、龍田小学校では実際に1学級が30人以下だが、他の小学校との違いがあるのかという質疑に対しては、子供一人一人に教師が当たる時間や言葉かけが全然違うということでした。(2)審査結果は全員賛成で採択すべきものと決めました。(3)措置事項として意見書を提出します。

議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから請願第6号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

日程第10 意見書案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

議長（佐野芳彦） 日程第10、意見書案第4号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 意見書（案）を読み上げ、趣旨説明といたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本は、OECD諸国に比べて1学級あたりの児童・生徒数が教員1人あたりの児童数が多くなっています。日本の小・中学校で31人以上の学級に在籍する児童・生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中学校82%となっています。

子供たちは、さまざまな価値観や個性、ニーズを持っており、小1プロブレム、中1ギャップへの対応も必要となっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

保護者へのアンケートによると、保護者が思う適正な1クラスの児童・生徒数は30人45.4%、25人20.5%、20人16.0%、35人8.4%の順となっています。これは、日本の教育を考える10人委員会、07年保護者アンケートによります。

このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきです。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中では日本はトルコに次いで下位から2番目となっています。GDPに占める教育費の割合、OECD平均4.9%、日本3.3%、OECDインディケータ―09年版。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子供たちへの教育は極めて重要です。子供たちが全国どこに住んでいても、教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向け、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記。1、学校教育の具体的学級規模は、豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

平成22年6月21日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長佐野芳彦。

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書（案）第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、意見書（案）第4号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第11 委員会の閉会中の継続審査について

議長（佐野芳彦） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

福祉文教常任委員会委員長から、請願第7号について目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続

審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第12 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長(佐野芳彦) 日程第12、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回太子町議会定例会(第426回町議会)を閉会します。

(閉会 午後3時19分)

~~~~~

議長あいさつ

議長(佐野芳彦) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月8日の招集以来、本日までの14日間でしたが、この間議員各位には補正予算関係、条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは町

政進展のため、まことにご同慶にたえません。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

さて、梅雨入りとはいえ、これから日増しに暑さが厳しくなっております。議員各位には、この上ともにご自愛をいただきまして、町政発展のため一層のご精励を賜りますようお願いを申し上げます。また、簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長(首藤正弘) 平成22年第3回太子町議会定例会(第426回町議会)が閉会される当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月8日に開会されました今期定例町議会におきまして、条例、予算、契約案件を初めとする重要案件について慎重なご審議を賜り、適切にご議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご質問につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

いよいよ暑さもひとしおの毎日を迎えますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 花 畑 奈 知 子

署名 議員 北 川 嘉 明